

広島県 収 受	
第 号	
28.10.14	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生薬審発 1013 第 2 号
平成 28 年 10 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

「医薬部外品の添加物リストについて」の一部改正について

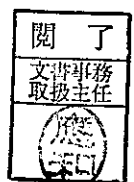
今般、「医薬部外品の添加物リストについて」（平成 20 年 3 月 27 日薬食審査発第 0327004 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）について、その一部を改正し、医薬部外品添加物リスト（以下「添加物リスト」という。）を別添のとおりとしましたので、下記にご留意の上、貴管下関係業者に対し周知方お願いします。

記

- 1 添加物リスト中の規格コードとは、次のとおりであること。

コード	規 格
0 1	薬事法第 41 条の規定により定める日本薬局方
3 1	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 21 条の規定により定める食品添加物公定書
5 1	医薬部外品原料規格 2006
7 3	医薬品に使用することができるタール色素を定める省令（昭和 41 年厚生省令第 30 号）の別表第一、別表第二及び別表第三に定める規格
8 0	医薬部外品添加物規格集

- 2 添加物リスト中の連番 113「アルキル（8～16）グルコシド」について、「医薬部外品の種類」欄のうち、（3）中の「その他の薬用化粧品、腋臭防止剤、忌避剤」に配合前例を追加すること。



また、添加物リスト中の連番 1993「ポリオキシエチレンセトステアリルヒドロキシミリスチレンエーテル」について、「医薬部外品の種類」欄のうち、(3)中の「その他の薬用化粧品、腋臭防止剤、忌避剤」に配合前例を追加すること。

3 添加物リスト中に次の添加物の項を追加すること。

連番 337「塩化セチルピリジニウム」

連番 515「加水分解コラーゲン液(4)」

連番 980「ジオクチルエーテル」

連番 1118「ジリノール酸ジ(イソステアリル/フィトステリル)」

連番 1119「ジリノール酸ジ(フィトステリル/イソステアリル/セチル/ステアリル/ベヘニル)」

連番 1321「炭酸ジカプリリル」

連番 1748「ピンピネラサキシフレイジエクス」

連番 1794「プラセンタエクス(3)」

連番 2642「リュウガン種子エクス」